イ　自動車又は二輪自動車に装置した容器であって、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）、道路運送車両法施行規則第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証又は道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明書その他適当な書類に記載されている自動車又は二輪自動車の所有者又は譲受人と容器の所有者が同一であるもの ロ　自動車又は二輪自動車に装置していない容器であって、容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合において、当該容器を自動車若しくは二輪自動車に装着する者又は当該容器の譲渡のみを行う者が所有するもの 二　［略］ 2・3　［略］	［新設］ ロ　自動車に装置していない容器（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の自動車への装着者が所有するものを除く。） 二　［略］ 2・3　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。